

月例総会議事録

1 招集日時 平成30年4月18日（水）

2 開会日時及び場所

平成30年4月18日（水） 午後1時45分

防府市役所1号館 3階南北会議室

3 閉会日時 平成30年4月18日（水） 午後3時51分

4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗
（5番）井元 均 （6番）吉本 典正 （7番）木原 伸二 （8番）古谷 修造
（9番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農地転用事業計画変更承認申請について（期間変更・目的変更・事業承継）

議案第20号 事業計画変更に伴う農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第25号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について

報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第27号 現況証明書の発行について

報告第28号 農地法施行規則該当転用届について

報告第29号 畑地造成の届出について

報告第30号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

2 番 池田 静枝委員

3 番 中山 博祐委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただいまから平成30年度第1回の4月月例総会を開催いたします。

本日は18名の委員さん、全員御出席いただいております。総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、2番、池田委員さん、3番、中山委員さん2名です。よろしくお願いいたします。

それでは議案審議に入ります。議案第17号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第17号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されており、3件とも所有権の移転です。目的は規模拡大が2件、耕作の便利によるものが1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案第17号1番について御説明いたします。

案件は———の土地を———に譲渡する所有権を移転する農地法第3条による許可申請です。

場所は———より東へ300mぐらいのところ です。4月11日に中川推進委員と現地確認及び譲受人の———と譲渡人の———に聞き取りをしました。譲渡人の———が言われるには、この申請地は———に長年依頼され、営農管理してまいりました。今回、———からの話で、長年管理をしてもらっていましたが、———でもあり、この

際、元気なうちに譲渡したいとの相談がありました。

近くに住む息子たちが、営農の手伝いをするということで、将来、田んぼ買ってもできるんじゃないかということで、その土地を譲り受けることを決めたということです。

今まで、この土地は営農管理をして、特に問題なく譲り受けることにしたと言われました。営農は、今、—————一緒に農繁期にやられているそうです。

それから、農機具の保有状況は資料の1ページにありますように、農機の確認をいたしました。このとおりでございます。

それから、譲渡人の—————宅に伺い、お話を聞きました。長年、—————に申請地の管理をお願いしておりましたが、私も———にもなってきましたし、私が元気なうちに譲渡をしておきたいという思いで—————に話をしたところ、快く承諾してもらいましたということでした。

次に、農地法第3条2項の各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様方の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。議案第17号の2は所有権の移転の申請です。資料の3ページを参考にしながら説明してまいります。

現地確認及び申請者への聞き取りは、4月10日に行っておりますので報告いたします。

現地につきましては、———地区の山手側、———なんですけれども、これの中腹に———があるんです。そこの駐車場から、さらに山のほうへ50mぐらい行ったところにあります。

話を聞いたところによりますと、譲渡人の———につきましては、もう既に———であり、さらに———もお亡くなりになったということで、これ以上耕作できない、以上のことから、今回、譲り渡すことを決められたようなことです。

譲り受けられる———につきましては、ちょうど、その近くで営農をされているということで、ちょうど耕作しやすいことから譲り受けることを決められたと言っておられました。

農地法第3条の第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明を行います。

まず、第1号の全部効率要件については、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の事例については該当しておりません。

それから、4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断をいたします。

第5号の下限面積要件ですが、これは満たしております。

それから、6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

それから、第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断をいたします。皆様の御審議のほど、よろしくお願いします。

それから、余談ですけれども、今回申請人の———につきましては、———の新規就農者であります。昨年から独立されて、ミカンの生産及び販売に取り組まれております。ミカンの栽培につきましては、観光農園を70a、それから、ブランド化されている天神ミカンの大津4号を15a、それから広島県で有名になっている石地ですね、このミカン5a経営されているようです。

なお、———には3つの観光ミカン園があるんです。一つは———というのがあるんです。それから、もう一つは———、それから、今回の申請人の———が経営されております———というのが、———、———は———じゃなくて、———です。それから、———、あとは———、ミカンがたわわになって、何かイメージは笑っているように、ミカンが踊り狂って皆さんのお越しをお待ちしているような、そういう意味で付けられたんじゃないかなと、個人的に考えております。

そして、もし皆様の中で、ある程度年配の方でお孫さんとかいらっしゃる方で、この秋、ミカン狩りを計画されることがありましたら、新規就農者の———が経営されている———にぜひ行って、皆さんがミカン狩りに行かれたら、彼も喜んで営農の励みになると思いますから、余談になりましたが、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 今、光井さんもおっしゃったように、新規就農の———、前の農業委員でありました———のところで第三者経営移譲をされて移られてやられると、第三者経営移譲ですから現役の樹園地をそのまま引き受けられていますので、スタートがスムーズに切れております。そういう意味では順調に来ておられるんじゃないかなと思います。ここでまた、光井さんにお願いですけれども、ぜひ、農業者年金の加入を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、それでは意見がないようですので採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、内田です。議案3号は、所有権の移転の申請でございます。

現地確認は4月7日に行いました。申請者の聞き取りは4月8日、御本人の御自宅に行って聞き取りをさせていただきました。

現地は、———から南へ向けて、———に向けて旧道を行くんですが、県道を横切って50mぐらいのところがございます。市道沿いがございます。183m²という小さな畑地ですが、草刈りはされて、管理はされていまして。でも、何も作付はされておりました。

譲り受けに至った事由としては、———と、この———は住まいがお隣同士なんです。———のお宅については、ここ2年ぐらいは誰も住んだ形跡がございません。空き家でございました。———は、今、———で、ここには———は書いてありませんが、これは———ぐらいと思いますが、私の記憶ですとそのぐらいですが、現在、———でございます。

議案の備考欄に書いてございますが、———には———がついています。———が———、———がついております。その———の———が、こちらにも書いてございますが、こちらも以前から———があつて、現在も———でございます。これも備考欄に書いてございますように、———という格好になっております。

———によると、———が、まだ御健在中に当該地の譲り渡しの御要望があつたようでござ

います。現在、お二人とも、この備考欄に書いてあるとおりでございますので、——、——に今回了解を得た上で、今回の移転になったようでございます。両方とも了承はされておられるようです。

この関係ですが、今まで——からも御依頼を受けて、耕作放棄地になるよりはましということで、——が草刈りをされておられたんです。小さな畑地ですけど、そうした状況です。

こちらの農地法第3条の2項の効率要件等については、1号については、全部効率要件は満たされており、2号から7号にも該当はいたしません。この点についても問題はないと考えています。

この、——の倉庫ですが、営農計画書にありますが、記載のとおりなんですが、草刈機は、私もびっくりしたんですが、草刈り専門で、非常に本気でやっておられるような感じで、乗用モーターを持っておられるんです。でも、トラクターはないんです。「トラクターないのにどのようにやっているのか」、「これで全部やっている」と。それで、耕うん機はほかに2台もあるんです。健康のために耕うん機で耕起して草を生やさないようにしている。

だから、農業のほうも極端に生産性が上がるようなことをされている状況じゃございません。ただ、荒らしておられるようなことはないようです。そうした方が購入されたわけです。いきさつからしてやむを得ないかなと考えはしているんですが。

以上からして、特に問題はないと考えますが、皆さん方の御審議をお願いいたします。

ちなみにトラクターは、「ぜひ20馬力ぐらいの中古ぐらい買いなさい」と言っておきました。そしたら買うということでございましたので、これも御報告申し上げておきます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、議案第18号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書の2ページ、資料は7ページからになります。

議案第18号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が14件提出されております。

転用目的は太陽光発電設備6件、自己用住宅2件、建売住宅4件、農家住宅1件、進入路1件です。

受付番号1、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積17haの農地で、施行規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号2、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積0.05haの農地で、施行規則第45条第2号に該当する第2種農地です。開発許可申請準備中です。

受付番号３、進入路です。農地区分は集団農地面積０．０１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号４、農家住宅です。農地区分は集団農地面積１４．４haの農地で、施行令第１２条第１号に該当する第１種農地です。許可該当法令は施行規則第３３条第４号の集落接続です。

受付番号５、建売住宅です。農地区分は集団農地面積０．６haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号６、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積０．０８haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号７、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積０．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号８、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積２．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号９、太陽光発電設備です。９は２か所ございますけれども、上段のほうですが、農地区分は集団農地面積２．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。下段の方ですけれども、農地区分は集団農地面積６．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号１０、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積０．１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号１１、建売住宅です。農地区分は集団農地面積１．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号１２、建売住宅です。農地区分は集団農地面積２．７haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号１３、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積０．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号１４、建売住宅です。農地区分は集団農地面積８haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○９番 ９番、光井です。議案第１８号の１について報告をいたします。

資料の７ページから１２ページに記載してありますから、これをご覧になりながら、説明を加えていきます。

本議案は、———の所有の農地を———が取

得して、太陽光発電の事業として使用したいという議案であります。

場所については、——、これは12月にここで議案に上がった——が取得された土地の、ちょうど隣にある田んぼであります。

現地調査については、4月10日、午前10時より農業委員会の方2名と第二小委員長の吉本さんで行っております。地主の——には、4月11日の夜、電話でお話をお聞きしております。電話でお聞きしたところによりますと、——がちょうど出られたので話を聞いたんですけども、この土地については、以前からほかの人に田んぼを貸して、自分では、もう耕作していなかった、そんなことを言っておられたわけです。

特に最近、農用機械が大きくなって、進入路が狭いので、今までやっておられた方が機械を大きくされたので、入りにくくなって、前から荒らしてはいないのですけども、水稻等の作付はもうしていないということを承っております。

このたび、ちょうど隣に太陽光発電ができるので、これはラッキーということで、今回、売却したほうがよかろうということで決められたことを言っておられました。

また、購入される——とはこの議案が出る前、提出される前の3月の6日、午後2時より——、と——と現地で面談をしまして、この土地の立地条件、梅雨時には田んぼが海になって、作付した稲が見えないぐらいになるんですよというような、余りいい土地じゃないですねとかお話ししたわけです。それから取得後の管理についてもよく説明をしております。

それから、購入者の——については、現地確認をやった4月10日、午前にまた家に帰ったときに、ちょうど電話がありまして、これでやられるということで、この辺ではきついと、これは作付しているところが一部あるので、特に被害が出ないように草刈り等の管理の徹底を再度お願いしたところ、快く了承を受けております。

参考までに9ページで、現地は囲ってあるんですけども、水稻の作付は——と——が今、水稻の作付を行っております。この周りでは2か所で。あとは全て保全管理で、何も植えていないような状態です。

以上で報告を終わりますが、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。どうぞ。

○11番 11番の石田です。このあたり、ぱっと地図見る限りは、すごくいい感じの圃場条件に見えるんですけども、実際は、白地ということで、水路、農道とかが余りよろしい状態じゃないと、以前からもお聞きしているんですけど、農振地区としてのお話し合いの中でも、将来的にこのあたり一帯をどうするかというお話も、出ていたりしていたと思うんですけど、具体的な話は、もうないですか。

○9番 具体的に進んでいないですね。

○11番 そうですか。

○9番 一番ネックになっているのが、耕作者が、水路を市の単市事業等でお金をかけてまでやるメリットがないというのがほとんどなんです。

もう一つは田んぼが小さいです。大体10aぐらいなんです。私も、今も作っているところがあるんですけども、トラクターを入れても、入って5分か10分で、五十何馬力のトラクター持って行って、2mのロータリーでするんですけど、それ持っていても、メリットがない。大きな圃場だったらいいですけど、何か地元のほうも一部諦めているというか、作らないところが年々増えているんですが、新規にこの地区に入って農業をやりたいという人もいらっしゃいませんし、機械が壊れたら、悲しいことですけど、農業はやらないというんですか、あつてはいけないんですけど、食が一番大事と思うんですけどね。人間生きている上に、食がなかったらどうにもならないと思うんですけど、今の時世では、どうしようもないのかなというのが私の考えです。

○11番 ありがとうございます。いや、多面的機能支払交付金、白地地域の方が望めば提供されているようになっているはずなので、地元で話もらえればなというのは、本当、それを受けて5年間はおりますよと約束した上でやっていただければなと思うんですけど、今回も太陽光、ちょうど隣ということで認めざるを得ないのかということもあるんですけど、こうやって、大面積がある中、ぽつぽつ中が歯抜けのように転用されだしたら、それこそ收拾がつかなくなるだろうと、——のような状態になってしまうんじゃないかというのを、一番懸念するところなんですよね。

地元の意見集約も難しいかもしれないですけど、ぜひ何とか守ってほしいと、願望ですけど、よろしく願いいたします。

○4番 よろしいですか。ちょっと気になったのが、さっき、ここ水はけがすごく悪いと言われましたよね。（「水はけは悪いです」と呼ぶ者あり）大雨だったら、水没するかもわからないと……。

○9番 だから、太陽光そのものを上に上げないとだめですよというような話をしてから、ほかのところでいい土地を探されたほうがいいんじゃないかと言ったけど、土地の価格か何か、私たちはわかりませんが、そこでこの議案が出たから、やっぱり買われるんだなと思って。

3月のときは、「もう水があつて、どうにもならないから、やめたほうがいい」と言ったんですよ。草刈りも多いし。

○4番 それがちょっと気になって。

○9番 でも、議案が出たから、やっぱり……。

○4番 塩害はないんですか、こっち側。

○9番 塩害はないと思います。

○4番 ただ水没する。

○9番 水没はします。

○4番 そういうのはしっかり言ったほうがいいですね。

○藤井会長 ほかにございませんか。——それじゃあ、私からちょっと。これはどこから入るんですか。

○9番 入るのは、———が買われた、あそこを通って入るはずです。ほかに道がないから。

○藤井会長 そこを通らせてもらうことに了承は得られているんですか。

○9番 それは大丈夫です。

○藤井会長 わかりました。じゃあ、これからメンテナンスについても、そこを通らせてもらって入るという。

○9番 はい、そこしかありません。

○藤井会長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 前回、ここが最初に出たときに、いずれ、この隣にできるんだろなという思いもありましたけれども、案の定、広がっていくことになるんでしょうね。何とかして、どこかで歯止めをかけたい思いもあるんですけれども、いかんせん、ここが3種農地ということもあって、なかなか難しい面もあるでしょうけれども、また皆さんでいろいろ考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。

全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、よろしくお願いします。

○5番 5番の井元です。議案第18号の2を御説明申し上げます。この案件は、自己用住宅を転用目的にした所有権の移転の案件でございます。

現地は、13ページをご覧くださいまして、県道の———に面しております。現地を4月10日、事務局と小委員長の吉本さん、私で確認にまいりました。この地図でわかりますように、周辺は、南側は県道、あとは宅地化といって、店舗の西側のほうに、今、畑を作っていらっしゃる方ぐらいで、ほかは、周辺には農地が離れたところにしかございません。

地主さん、———には、電話で、ここは田んぼを20年近く保全管理の状態で、耕作はされておりました。そのような農業をするようなことは予定ができないということで、今回、譲り渡すということでございました。

あと一方、買われる譲受人の———については、現在、———にお住まいで、実際、計

画書に書いてありますように、比較的新しい住宅をお持ちなんですけど、敷地が狭くて、もう3台車がぎりぎり駐車されているような状況で、今回、利便性の高いこの土地を購入することに決めたということで、こちらのほうは4月15日に伺ってお話を聞いております。立地については、このあたりでも申し分のないところだというお話を聞きました。

それと被害防除計画、18ページですが、実は汚水の放流先が2番の農業用排水路以外のと、2番に丸がついておりますが、実際は1番の農業用排水路に、ちょうど北側に農業用排水路がありまして、そちらのほうは、これは仲介されている——にも間違いであるということも確認済みでありまして、地元の世話人さん、——にも確認をしております。

以上のことから、この案件については地元農業委員としては問題ない案件だと思っております。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、内田でございます。———というお寺があるんですが、そちらの進入路への転用でございます。

4月の12日に事務局2名、三輪委員さんと、私、内田で現地確認をさせていただきました。当日、———とお会いさせていただいて現地で現状を見ながらお話を伺いました。

現地は19ページ、20ページですが、———、———から西へ入り、———という集落に位置いたします。

現地は21ページの通り、市道脇の小さな畑地があるんですが、121m²ですが、これを———が買い受けをして、譲渡人の———宅にも進入可能な、両方へ進入可能な、メインは———ですが、———への進入路の確保でございます。

22ページの事業計画書のとおり、従来からこの———に入る参道があるんですが、そちらは19ページに表記されていますが、市道から直角に入らないといけない、従来より直角に入るような、幅員も2.6mと非常に狭い道なんです。

ですから、そちらから急に入ると、ちょっと大きな乗用車ですと無理という感じがしていたんですが、今回の進入路の確保で、それは解消されます。この参道は、左右に住宅があって、これを買い受けて拡幅を広げるというわけにはいきませんので、従来から困っておられたようございま

す。——からは新たな進入路ができたらいいなという御要望もあったようでございます。

23ページの事業計画図のとおり、今回の確保で大変利便性が向上いたします。また、当集落は市道の両サイドに住宅が並んでいて、救急車の進入もままならない地域です。

だから、今回のそういう確保で、救急車が進入しても駐車ができる。あるいは葬儀があっても霊柩車もその道にとめられないという状況ですが、進入路ができれば、解消するのではないかという気がしております。

また周辺の地域住民からも、お話を聞かせてもらったんですが、大変、喜んでおられました。

この被害防除計画でも、ちょっと斜めになっているのが気になったんですが、その——にもお話しさせてもらいましたが、確保されたところが斜めになっているという、これは雨水は大丈夫ですかと、ため柵となっていますがU字溝もきちっと入れてくれとお願いをしておきました。ですから、その点も必ずやるということでございましたので、問題はないと思います。皆様方の御審議をお願い申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、私のほうから。この下の——の雑種地、——と書いてある、これは何ですか。

○16番 あれは、従来は地域のポンプ車が置いてあったんですね。消防の昔のポンプ車が置いてあるところです。だから、これは——ですね。今は、地域の人のごみを捨てるようなところ、あるいは、ちょっとした駐車場みたいに利用されているところです。余り大きくはございません。

○藤井会長 それじゃあ、御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、田村です。議案第18号の4は、——の農地を——が譲り受けて農家住宅を建設するために転用したいという申請です。

現地確認を4月10日に、吉本委員長と事務局2名と行いました。また、ヒアリングを4月14日に行いましたので、その結果を御報告します。

譲渡人と譲受人は——であります。現地は、イチジクを栽培されているそばであるために労働力の省力化になると思われます。また現在、住居の建物は老朽化して修理がかさんでいるということです。また、御両親の面倒を見るために農家住宅を申請し転用しようとするものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

資料25ページにあるように、農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則転用することが許可されませんが、この農地、住宅が連担している場所になり、例外規定であります農地法施行規則第33条4号集落接続に該当するために、許可の基準を満たしております。また、一般基準の転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。

それと訂正箇所が、被害防除計画のところに雨水の排水計画と汚水の排水計画のところに2に記入されていますが、それぞれ、1のほうに訂正をお願いします。皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 この———なんですけど、農業をどれくらいされているんでしょうか。

○10番 現役後というか、確実に把握はしていないんですけど、この申請地が出ているところの北側の県道からのところに小さなハウスと、25ページですけど、そのこの———の周りというか、2筆ですけど、そこにイチジクを作られています。それと、あと———にイチジクの場所を作られています、JA等にイチジクと加工もしながら出されております。

本人は———でやられていらっしゃるんですけど、———、今手伝ってもらってつくっていらっしゃいます。

○11番 ありがとうございます。

○藤井会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。——じゃあ、私から。譲渡人の———と同居ということになっているけど、従来はどちらに住まわれていたんですか。

○10番 もともと、家自体は。

○藤井会長 その向かい側の———のところに。

○10番 じゃなく、あそこにも、住まっていたんですけど、———。

○藤井会長 よそからこっちへ移ってこられるということです。

○10番 に、いらっしゃったんですよ。今、排水で、あそこに——の排水がありますね、あれの——よりのところに住宅を作られているんですけど、今、そこも雨漏りがひどくて修復ができない。

○藤井会長 ほかに、皆さん何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の吉本です。議案の5番と、資料は31ページからご覧ください。

本議案は2名の地主の方いらっしゃいまして、———という———の方がそこを

買われるということです。

場所は、県道のすぐそばですが、31ページの資料がありますね、申請地の下のほう、幅が広いところ、これ現状です。——のちょっと北西のほうですか、200mぐらいですね、そのぐらいの土地です。

——の土地と——というふうにあります、議案書の備考欄にありますように、実は——がいらっしやいまして——、相続の方が——がいらっしやいまして、その——も含めた方が相続ということで、——のほうは、以前から私が耕作をしておりまして、譲渡人の中の——という方がいらっしやって、その方が代表で話を承りますということで、その方と話をさせてもらっています。——から話を承っております。

まず調査は4月10日10時半から農業委員会の事務局の方2名と田村委員長代理で行いました。——、先ほど言いましたように——も、4月の10日も、いずれも面談して話を聞きました。以前から私が耕作していた田んぼで、「ここは来年は売るよ」とかいう話を聞いておりましたので、面識はある方でございます。

議案書の12ページに、既に利用権の設定については解除をしております。

——は、隣の農地が、こちらの三角のほうですね、——ですか、あちらのほうと土地が売れるときに、ちょうどここは入り口がないんです。もう、わしもできないから一緒に売りたいということで、今回売却されるということになります。

現場調査して、許可基準がありまして、立地基準と一般基準照らして検討しましたが、既にこの資料の全て、もう宅地化しております。したがって、ほかにここの周辺の土地でないと目的を達成することはできないということで、そういうことに該当するんじゃないかなと思います。

それと——は、ここをかなり取得されまして、非常に残念ながら住宅の売れ行きがよくて、田ではなくなるという状況に、今なっております。水利組合のほうも、——ですが、3月20日に説明承諾をしていらっしやいます。

したがって、事業計画の35ページにありますように、少しいびつな形ですけど、——は住宅を建てると話を聞きました。設計のほうは、——の事務所の方に確認をいたしましたので、特に提出資料については問題はございません。

以上、御説明いたします。全ての基準はクリアしていると思います。皆様方、御意見をよろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○6番 それと、資料の36ページ、やはり雨水の排水計画と汚水の排水計画というのがあるんですが、これをまた間違って、2番でなくて1番、農業用排水路ですけれども、どちらも2番が1になります。

訂正をお願いします。これはちょっと、測量設計の方にも指導をしておきました。

以上です。

○藤井会長 質問のある方お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 続きまして、6番、吉本です。それでは、18号の6について報告をいたします。

資料は37ページです。37ページのちょうど真ん中に白い枠があるんですが、あの場所が今回の議案になったところです。斜線の分は既に田んぼだったんですけど、上のほうも1,000m²ぐらいいあったんですけども売れました。横のほうも、ここも既に宅地化しております。そういうことです。

この議案は、————の所有の農地ですが、今、————に入っておられて、以前、実はかなり何回も、————とはお会いして、耕作放棄地がありましたので、その指導などをして、私としても隣の地区でありますので、お話はしております。

今回はお会いできなかったですが、この土地は————、————に使用貸借をして、自己用住宅を建てるという議案です。これも、場所は県道のすぐ近くなんですが、————から200mぐらい北にあります。

現場調査は4月10日に行いました。12時20分から農業委員会事務局の方2人と田村委員長代理で行いました。

ここは、田となっていますが、以前、私が農業委員になる前から、地上げというのか、何か土がありまして、畑を、5年前ぐらいまでは近所の方が作っていらっしゃいました。そういうことで、耕作は最初行って、管理をされていたという状況でした。

ここも、実は資料の中にありますように、今、————一緒に住んでおられて、————いらっしゃるので、実家のほうが狭くなって、ここに住宅を建てるということで、今回、お話を聞いております。

したがって、あとは、これは——の方なんです、————の方に連絡もして、資料の事業計画と被害防除計画については確認いたしました。許可基準等については、いずれにしてもクリアしていると判断しております。なお、水利組合についても、4月の12日に————と確認しております。

以上、皆様方の御審議をよろしくをお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○11番 残った部分の農地は……。

○6番 残った部分は、現在はそのまま保全管理をする。恐らく、もう1軒建てるぐらいのスペースはあります。この資料の41ページ、後ろのほうに道路があります。後ろのほうの道路の近くに、入り口のほうに作られるということです。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。資料は43ページから48ページです。議案第18号の7は、——の農地を借り受けて太陽光発電を建設するために転用したいという議案です。

現地ヒアリングを4月11日に事務局と小委員長と行いました。現地のヒアリングを16日に行っております。

場所は、——がありますが、それを少し——のほうに行ったところで、川沿いに南のほうへ出たところ、この先は海です。先っぽにあるんですが、この43ページの地図の緑で塗ったところなんですが、ここになります。

45ページの資料で、——の田んぼはもう少し残るんですが、ここ全て、今、耕作放棄の状態で、周りに沼とか書いてあるんですが、とても作れるような状況の農地ではないです。

今回は、この一部を借りて太陽光発電をするということで、じゃあ残ったところ、どうするんですかという話を聞きましたら、次も太陽光発電の予定があるということでした。

既に、この45ページの上のほうへ太陽光発電施設と書いてありますから、ここが巨大なものがありまして、周りが、もう雑種地と太陽光発電と沼、とても農地と思えるようなところではありませんでした。

そこで、工事をされるのが、——なんですが、そこが工事をして、その後の管理も引き続きしていくそうです。今、草が大変生えているので、草の管理等をよろしく願いますということによっておりました。

農地区分は資料のとおり2種農地で、周辺に目的が達成できない、集団の農地で目的が達成できない場合はということになりますので、周辺には農地がありませんので該当する、特に問題はないと思います。

今、説明しましたように周辺農地への影響も全くありませんので、特に問題はないですし、荒れ地がなくなるので、かえっていいのではないかといいところです。皆様の審議をよろしく願います。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 改めて聞きますが、これ、道はここに「道」と書いてある、この道から入るんですよね。

○1番 そうです。

○藤井会長 先ほどから、私、「道、道」言っていますけれども、県に持っていってもらう、いろいろ問題や意見が出てくるのは、工事用の道が確保されているのか、その後の管理用の道が確保されているのかというところを、一番追求されますので。というのが、そのときに入り口を勝手に転用して、そのままにして無断転用がそのまま残るというケースが多いというふうになっておりますので、特に皆さん方も、その辺のところは留意していただくようお願いしたいと思っています。

御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。太陽光発電ばかりで申し訳ないんですが、資料は49ページから54ページです。

議案第18号の8は、———の農地を譲り受けて、太陽光発電をするために転用したいという申請です。

事務局及び宇多村小委員長と4月11日に現地ヒアリングを行いました。4月16日に———に状況の確認を行いました。

現地は、———にあるんですが、とりあえずは管理されていますが耕作はされておられません。譲渡人は相続でこの農地を取得されておまして、実際には———にお住まいですので、御近所の方に管理を依頼されていたようですが、もう———でできないということで、この49ページの地図にありますように、緑で囲まれたところが申請地なんですが、その横に———と書いてある家があると思うんですが、そこ空き家になっています。

この家に将来は帰ろうと思っていらしたらしいんですが、もう向こうでマンションを買って帰ってくることもできなくなって、———向こうで家を建てたということで、この家ごと土地を売りたいということで探しておられたようですが、家のみ買い手が見つかって、その方に農地の管理をお願いしたところ、———だそうで、農地まではできないということで農地の売り先を探しておられたところ、今回の話が合ったということです。

49ページの地図ですね、真ん中に斜めにずっと北のほうに上っていつていっているのが、———に登る道なんですが、この道の反対側に、既に太陽光発電がありますんで、送電元が近くにあるという面は有利になっております。

この農地は第2種農地ですが、この会社は特に周りに今のところ土地を持っていないため、ここできなければ達成できないと思います。

それから、この農地、段々になっていまして、昔の石垣で、ちょっと崩れそうな雰囲気もありますが、50 cmから1 mぐらいの段々が3つに分かれています。上側に、51ページの地図で北側に———という方の農地がありますが、この方は耕作されていまして、ここへ牧柵が張ってあります。当たると漏電しますので、草の管理は必ずするという了解はとれているということでした。

それから、前後、———には説明をしたということでした。それから、———にも届け出確認しましたが、届けられておりますので、特にこちらにも問題はありませんでした。

一般基準の転用の確実性とか転用の面積についても許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○11番 11番、石田です。今回、空き家と農地を一緒に処分したいと、当初、そういうお話があるみたいなんですけど、この農業委員会でもたびたびそういう事例が中山間地とかでは、特にあるので、しっかり空き家バンクのほうで、そういった周知ができるようにというお話、過去から何回もさせていただいておりますけど、局長さん、突然申し訳ないんですけど、その辺の申し送りは、ちゃんと受けられていますか。この秋ぐらいには、ちゃんと市のホームページ整理してやろうというお話になっていたと思いますけれども。いや、よく把握しておいてもらわないと。

○内田事務局長 そういったお話を伺っているというのは聞いています。具体的な時期とかまでのお話は、存じ上げておりません。

○11番 簡単に説明させていただきますけど、市の空き家バンクにそういった申し入れがあった場合、農地と一緒に処分したいとかの場合に、載せてほしいというお話と、あと農業委員会に関係するものであれば、下限面積は大体2反になっているんですけど、その緩和も将来考えて議論していこうという話は、過去からここでもさせていただいているところです。

担当課が違うと思うんですけど、横の連絡、都市計とか、その辺とも、あとは生活環境課、(「空き家管理」と呼ぶ者あり) 空き家のね、あっちともよく調整図りながら、しっかり進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、可決承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第18号の9番でございます。農地法第5条、太陽光発電設備による転用許可申請でございます。

4月13日の午後2時、事務局2名と私の3名で現地確認をいたしました。宇多村小委員長さんは、ほかの日に事務局さんと一緒に確認済みでございます。

議案書の55ページをご覧くださいませ。———の案件でございます。これはもう、以前からずっと出ていますけど、———のあたりでございます。

それで、———の案件は57ページに図面がございますけど、市道から進入路を確保して、それから———の面積、そこに太陽光を作られるということでございます。この進入路も自分の土地をということで、このたび一緒に出ております。

その下の———の場合もそうですけど、———に4月の17日に、電話で確認いたしまして、いろいろお話を聞きました。

———も、———もですけど、———な上に、もう農作業もできないということで、管理がなかなか十分にできない。———の場合は、多少なりとも、年に2回ぐらいは草刈りなどをしていらっしやいましたけど、もうできなくなったということで、以前から申し出があったそうです。できれば太陽光などお話があれば進めてほしいという話をされていたそうです。

ここが———で、次に、61ページが———の土地でございます。ここも、北側が、もう既に太陽光がほとんどできております。このあたりも水路は、現在、ずっとその先に———とか、そういうところの耕作地帯に水が必要ですので、そのあたり水路をきちんと確保、今までもお願いしていたんですけど、このたびも水路の清掃とか、それから近所へのトラブルがないようにとか、そういうふうなお願ひも、———のほうで「いいですよ」、これは———ですけど、そこにきちんと説明するというお話をしてくださいました。

本当に太陽光の連続で、私も心苦しいんですけども、かなり、高齢化されていて、本当に管理が大変だということを、私もパトロール中に随分感じておりまして、皆様方の気持ちといえますか、どうしようもないのかなという思いもいたしております。

———では、自治会にも通知し、耕作者とか近隣の方にもちゃんと説明しているということでございます。皆様方の御審議を、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、可決承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。議案第18号の10について御報告をいたします。

資料のほうは65ページから70ページの間に記載してあります。

本議案は、先ほどと同じく——の所有の農地を、——が取得しましてから、太陽光発電の事業として使用したい、そういう議案であります。

場所については、——、——があるんですけど、その近くで、もとの——、——、西側へ変わったんですけど、あの跡地の裏にあります。

現地調査につきましては、4月10日午前10時より農業委員会の方及び第2小委員長の吉本さんで行っております。

地主の——については、4月の9日午前に——へ行きましてお話を聞いております。——によりますと、この周りの農地は相当前から遊休農地ということで、水稻等の作付は全くしていないということです。

また最近、今回、売却している予定の田んぼの周りが全て太陽光になるんじゃないかということで、既に、その隣では現地調査に行ったときには地上げをして、重機が2台入って造成をしているような状態でありました。

また、——によりますと、そういう関係で地上げを全て、この周りの田んぼでやっている、そういうことで、もう農機を今の田んぼの中に入れられるような状態ではないと、そういうことで、今回、売却するほかないなということで売却することを決められたように伺っております。

また、購入をされる——は4月10日の午後に電話にて社長とお話をしております。——については、——としているんですけど、最近は経営の多角化をしているということで、太陽光発電の事業にも力を入れており、——とか、また——では、この事業を展開されているようなことを言っておられました。

そこで、ちょうど今回この条件が良い土地が紹介されたということで、この土地を購入してからこの事業を進めていきたいということを言っておられました。

特に、この周りは住宅、宅地も全くない状態で、遊休農地ですから、特に生活上の問題も起きないと思います。また、今後の管理についてはよろしくということで、草等の徹底はお願いしております。

以上で報告を終わります。皆様の御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決承認いたします。

大分時間も過ぎたので、ちょっと休みませんか。これから10分ほど、休憩しましょう。

それでは、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 地元委員の石田です。本案件は、———所有の土地を———に売り渡し、宅地造成をしようとするものでございます。

18日に会長及び事務局の方と一緒に現地確認を行わせていただきました。

———については———で、昨年まで御自身で作られていたそうなんですけど、売らないかというお話をいただいて、体力的にも限界を感じているところなので、売り渡すことに決められたそうです。もう1反ほど農地が残っているそうなんですけど、こちらは何とか自分で管理し続けたいとのことでした。

———については、10年くらい前まで、先代のときまで耕作をされていたそうなんですけど、代がわりして以降は耕作できなくなったということで、その後は草刈りを知人に頼んでしてもらっていたそうなんですけど、このたびお話をいただいたので、せっかくの機会なので、もう手放そうと決められたとのこと。ほかには農地はお持ちではなく、これが最後の農地とのことでした。

この辺も宅地造成ばかりになって、地元委員としては寂しい思いもいたしますが、作ってくれる方も実際いないということで、家が増える分、地域としては子どもたちも増えて嬉しい面もありますので、地元委員としては、致し方ないところなのかなと思っている次第でございます。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで11番、可決承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 またまた、よろしくお願いいたします。参考資料77ページをご覧ください。

この農地は———所有の農地を———に譲り渡し、宅地造成を行うものです。

この———については、———なんですけど、ここの農地は、本来であれば植えたかったということ、稲作を継続したかったということだったんですけど、近隣に家がたくさん建って、この田んぼのそばに走っている道路を通行する人がガラスの空き瓶とかを、たくさん田んぼに投げ入れるそうで、トラクターで耕すときに、その瓶が粉々になって割れたりとか、もう拾えないような状態にな

って、それでも菜の花を植えたりされていたんですけど、今回、譲ってくれないかというお話があったので、手放すことを決められたとのことでした。

あと、田んぼは4反残っているんですけど、その1反6畝ぐらいは、自分で引き続き耕作したいなと思っていらっしゃるようです。なかなか農業をしにくい環境に、だんだんなりつつある、ここも——の、すぐそばですけど、宅地造成したらすぐ売れて家が建つような感じになっているので、致し方ないのかなと思っているところでございます。皆さん方の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、可決承認いたします。

続きまして、13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第18号、13番、太陽光発電設備による所有権の移転で転用の許可申請でございます。

4月13日に、午後2時過ぎに事務局2名と私の3名で現地確認をいたしました。宇多村小委員長さんは、別の日に確認してくださっております。

議案書の83ページをご覧ください。場所は、先ほど18号の9の1が出ました——の案件です。その北側一帯の一部です。

譲渡人の——、——のこの案件は、以前も2回ぐらい、ここで審議していただいております。4月17日午前中に——と電話でお話を伺いました。相続で引き継がれているんですけど、——、——は、全く耕作する意思もございません。以前、話はまとまっていたんですけども、半年ぐらい保留されておりました。今回、北側一帯の既存の太陽光発電施設の増設ということで事業計画が出されております。

これは、あと議案第19号にも変更のところで載っているんですけども、この黄色い枠全体の19号の2と書いてありますが、一緒に言ってもいいですか。

○藤井会長 はい。

○2番 その件と一体化される予定だそうです。——、——の、ここの話は、以前、かなり審議されております。

このたび、87ページをご覧になるとわかりますけど、ずっと一体化して、このような形にパネルが張られるということです。

実際は、一緒に話しますと、105ページをご覧ください。これが平成26年の2月28日に許可されていたときの図面ですけども、実際には、もうこういう形でできております。だから、19号

の2では変更届をこのたび出されました。それで、それと一体化して、このたびの設備が増設されているということです。

やはり水路も、あのあたりは本当にまだずっと、ほかの耕作地に行く水がありますので、そのあたりも近隣への配慮とか水路の清掃等を、—————のほうに、きちんと伝えていただくようお願いいたしました。

—————とは、以前も数回お話ししていますが、そのあたりは「わかっているよ」というお話でした。皆様方の審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 今、18号の13と19号の2番、一括上程という形になります。説明をしていただきました。何か御意見のある方はお願いします。

○2番 パネル数が違うということで、これは県から指摘を受けられたそうで、始末書を出されるということだそうです。追加で。

○藤井会長 事務局、どういった、県からの。

○事務局 まず全体のお話をさせていただきたいんですが、105ページと106ページ、こちらが平成26年の2月28日に許可申請を受けた図面で、106ページが平成27年9月3日に許可を受けた図面となっておりますが、実際、設置されたのが104ページの図面となっております。

106ページの図面の部分が、縮尺が合っていないんですが、104ページの一番上側にくっつくという形で認識していただくと助かります。

当初、105ページ、106ページの図面という形で、許可設置となっていたんですが、このたび、議案第18号の13番、—————と—————の筆を転用しようとしたときに、以前はここで単独で発電設備を作るという予定だったんですが、こちら、過去の許可を受けた分の増設という形での一体利用という形で申請を出されてきましたので、今回上程させていただいたとともに、以前の許可と今回の許可の配置が違うということでの始末書という形になっております。

○藤井会長 それでは、皆さん、御意見があればお願いします。

○11番 この1個だけぼつんと残されたところの人は、かわいそうだなと思うんですけど、乱開発というか、農地が個人所有になっていて、管理もできず、作ってくれる人もおらずしょうがないのかなと思うんですけど、こうやって、見渡す限り太陽光になるというのも、地元の人はどう思われているかな、悲しいと思われている方もいらっしゃるかなとは思っているんですけど。

○2番 私も聞いたんです。—————に、そしたら、—————、もし、いっぱいだから聞いたと。ここ、きちっと管理されていますよね。（「はい、—————」と呼ぶ者あり）売らないっていう意思だそうです。（「ここはね」と呼ぶ者あり）もう本人が売らないと言われているそうです。（「そうなんですね」と呼ぶ者あり）だから、それ以上ほかの人は言えない。

○11番 ですね。農地を個人が持っていること自体がおかしいのかもしれないですけどね、昔は地域

の共有財産だったわけで、今は法律上そうなっていますがね。本来は皆の食料を生産する場であって、日本人の皆の地域の人たちの共有財産という思いが、少なくとも僕らの気持ちの中にはあってもいいんじゃないかなと、個人的には思っているところでございます。

○2番 ちょっと追加して、それとは別ですけど、私が、きのう、—————にお会いしたときに、ずっと連れて歩いてくれたんですよね。太陽光が、たくさん家の周りにあるものですから。

—————は暗渠排水もきちんとされているんです。そういう工事がされているんです。もう、——のあたりから、ずっと筒が出ているんです。田んぼのあぜに。その使い方とか、私もよく知らなかったから、太陽光で、それを勝手に潰された所が、かなり出てきているっておっしゃるんですよ。

潰された所と潰されていない所の効果というのを見せてくれたんですよ。ずっと歩いて。「こういうふうにならんと使っていたら、あそこの水路に水が出るんだよ」と、排水のところに、これくらいの管があるんですけどね。そういうことも、詳しくは聞いたことない。私も牛を、あそこで放牧させて、山口型放牧で、今、1町ちょっと牧草を作っていますけど、その効果を知らなかったんです。あんまり見たことがないというか。

だから、そんな貴重な施設とは思わない。それが国の事業であれだけのお金を使って大事業したのに、勝手に潰して、それが、まだ畑が残っていますよね。その畑に水がたまったりとか、「こっこの畑を見てごらん、ここはきちんと管理しているから水がないだろう、こっちは水があるだろう」と言われて、「ああ、そうなんだ」と思いまして、今の時代にはそれだけのお金をかけて、個人の水田一つ一つにそういうものってないでしょうね。私はよくわかりませんが、いろいろ法人化してやられますけど、暗渠排水を一町一町にきちんとしてあるんです。

「60cmぐらい掘って、その下にとめてあるんだ」って、「ちょっと太いのがとめてあって、あちこちから細いのが来ているんだよ」というふうに言われて、びっくりしたんですけど。

だから、太陽光される方にも、これは生かしておいてほしいというのは伝えなきゃいけないとは思っています。私も勉強不足だったから。きのうは随分勉強させてもらったんですけど、これから先、そういうことは二度とないんじゃないかなと思うぐらい、いい施設がまだ生きているそうです。

○藤井会長 ほかに、何か御意見ないですか。

○16番 16番、内田です。今の暗渠排水の関係ですけど、ほ場整備をするときに、ほとんどあれをやるんです。水田でも活用できる、畑地でも活用できるということで暗渠排水をやるわけなんですよ。

ただ、昔の暗渠排水、もう私のところも、昔の10年前の暗渠排水ですけど、今、三輪さんのところ、かなりの国の経費でやっていると思うんですが、煙突が出ているんです。さっき言われたように。あの煙突を潰すと水が抜けないですね。

畦にこの煙突が出ているんです。これくらいのパイプ、ずっと排水路のほうのパイプがあるんですが、そこの栓を上げるとダツと出るんです。水田をやるときには閉めておくわけですね。それで、上

の煙突が出ているほう、パイプも閉めておくんです。畑をするときには上げるわけです。太陽光やるときには、当然、閉めていてもしょうがないから上げたほうがいいんですけど、ただ、あのパイプを邪魔だからってのけると、その機能が失われますよね。

○2番 次の田んぼに影響してきますよね、順々にこう、下にあるから。

○16番 だからあれも、草刈りをするのに邪魔だからとか、工事の邪魔だからってのけてしまうと、大変になると思いますよ。状況、現状、現物を見ないとわからないんですけど。

○4番 やっぱり補助事業を使って農地を整備しているんですよね。補助金が入っているから、適化法というのがあるじゃないですか、いわゆる税金が入っているところだから、検討してみる必要はありますよね。

○16番 そりゃそうですね。相当な税金が入っていると思いますよ。

○4番 勝手に壊したら引っかかる。

○2番 それを随分言われたんです。どこへ苦情を言いに行ったらいいのかって言われたんです。

○4番 それは適化法の関係で、いわゆる補助金を申請したところになるだろうから。だから、そこら辺のところは、やっぱり検討しておかないと。（「そういうふうに」と呼ぶ者あり）

○藤井会長 年数が過ぎたらできないの。（「ええ、それは、いやそれはそうです」と呼ぶ者あり）

○11番 それは過ぎていてからオーケーが出ているはずですけど、ただ、ちょっと心情的に、やっぱりそれだけの税を投入したものを、その年数が過ぎたから簡単にほかのものに使うとか、当初の目的以外のために。

○2番 それが、ちゃんと残してあるところもあるんです。（「それを言っていないの」と呼ぶ者あり）太陽光やっていらっしゃって。だから、やっぱり徹底しなきゃいけないのかなと思います。

○藤井会長 それをやっても、そういう設備があるから、ちゃんと維持してもらうような工事してもらうようお願いしないと。

○16番 そうですね。太陽光の事業所がそういう機能を熟知している企業ならいいんですけど、そういうことが何にもわからないところは、もう邪魔だからのけてしまえということを考えるかもしれませんね。（「そうですよね」と呼ぶ者あり）だから、やっぱり周辺農地にも影響が出ますね。

暗渠排水の排水路のパイプ、ずっと向こうからつながっているわけですから、少なくとも60cm、三輪さんのところはやっておられる、あれは1mぐらいいは掘るね、下を。（「フォアスってやつ」と呼ぶ者あり）フォアスっていうやつ。1mぐらいい掘りますよ、田んぼの中。このぐらいいずつ、ずっとです。それでパイプを入れて、スクモやバラスを入れて、水が抜けるようにするんです。栓をひねると、きれいな水が出ますね。太陽光をやられるときには、それを閉めておられるんだろうと思うんですが、耕作放棄地がどんどん出ているような状況だったら、その管理もしていないでしょうね。

○藤井会長 少なくとも、これから開発される太陽光の業者には、その辺のところをよく説明して、

（「そうですね」と呼ぶ者あり）それらの機能は維持しておいていただくように、皆さんからもお願いいたします。

○16番 残しておかれたほうがいいと思いますね。周辺農地の影響のことを考えると。

○11番 そういったことも、周辺に与える影響ですよ。やっぱり周りの人への説明とか、周辺の承諾まで求めるかどうかは別として、どういったところでも、1枚そうやって開発されれば、周りに何かしらの影響はあるわけですから。市独自のガイドラインを作っていただくかどうかは別として、何らかの方法で、そういう指導ができるような体制作りとか検討していく必要があろうかと思います。

○藤井会長 ほかに、何か御意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番、可決承認いたします。

続きまして、14番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。参考資料89ページをご覧ください。

この案件は、———所有の農地を———が買い受け、宅地造成で開発行為をしようとするものでございます。

———、これも4月11日に確認したんですけれども、昨年までは一生懸命作られていたんですけど、お年も召されてきて、百姓を継続するのも難しいということで、今回売ろうと決断されたようです。

全部で3枚の農地を持っておられて、うちがそのうちの1枚は作ることになります。もう1枚は、進入路がないので、作れなかったんですけど、もう1枚については自分で管理されるということでございます。

なお、この宅地造成するところに、表土を剥ぐらしいんですけど、ちょうど、今、——で新規就農をしようとしている——というのがいまして、野菜農家でハウスを建てたいというんですけど、ちょっと地盤が低くて、周りから水が押してくる、そこへ土を、——が欲しいと言うから、そこに持って行ってかさ上げできたらということで、きのうお話しさせていただいて、「それならいいよ」と言っていたので、そうする予定でございます。地元委員としては、特に問題ないかなと思っています。

ちなみに、ほかにも宅地造成の案件たくさんあると思います。まだまだ土が全然足りないと本人が言っておりますので、そうやって分けてあげるよというお話があれば、お声かけ、ぜひいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、14番、可決承認いたします。

続きまして、議案第19号の1と20号の1、一括上程させていただきます。事務局の説明、お願いいたします。

○事務局 それでは御説明させていただきます。議案書5ページから内容を記載しておりますのでごらんください。

議案第19号につきましては、事業計画変更承認申請が2件提出されております。

先ほど、2号につきましては審議いただきましたので、1号につきまして御説明させていただきます。

番号1番につきましては、平成26年4月30日付で建売住宅での転用許可を受けたものですが、個人の方からの申し出により、2区画分の土地を購入し、自己用住宅1棟を建設したいと申し出があり、計画変更の申請をするもので、併せて議案書7ページの議案第20号で事業承継者の第5条、転用許可申請も提出されております。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、何かありましたら。

○11番 参考資料の99ページを見ていただいて、この図、ど真ん中に家を書いてありますけど、その右側に書いてある土地ですね。それが、今、更地の状態であります。平成26年に、この方がもう買われているみたいなんですけど、そのまま何も建てない状態で使いたいという思いで買われたみたいで、今回、ちゃんと始末書も出ているということで、こういうケースもたまにはあるということ、事務局から説明を受けています。

○事務局 参考までに、以前が平成29年の1月の月例総会と、その前が28年の2月の月例総会で、建売住宅から変更という形で同様の案件が出ております。

○藤井会長 説明が終わりましたので審議に入ります。御意見のある方はお願いします。——この件は、2区画分の予定地を、結局は1件しか建てないということで、基準法の上では建ぺい率が22%以上、22%あれば問題ないということですが、用途がはっきりしない土地がいっぱい残るのもいかなものかなという思いもあるんですけども、法律で認められているなら仕方ないかなという思いです。

先ほど、第5条の西浦の件でもありました4番の案件も、空き地が多いんですね。こういう用途のはっきりしない土地を、そのまま許可してもいいのかなという思いが僕の中にはあるんですけども、これに関して、皆さん、何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、現状、こういう状況だということを御理解いただいて、また

何かありましたら、提出いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは採決に入ります。議案第19号の1、20号の1、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第19号、20号可決承認いたします。

続きまして、議案第21号、22号、一括上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明させていただきます。議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。議案書8ページに内容を記載しておりますのでご覧ください。

議案第21号につきましては、平成30年4月26日公告予定の利用権設定の申請が3件提出されております。農地の集積面積は2万7,601m²でございます。内容としまして、3件中、所有権の移転が1件、賃貸借件の設定が2件で、新規2件となっております。それぞれの計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。議案書9ページに内容を記載しておりますのでご覧ください。

議案第22号につきましては、県で公告予定の利用権設定が1件です。内容としまして、議案第21号の番号3について、公社から貸付を行うものです。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。地元委員さんで、何か説明が必要と思われるのがありましたら付け加えてください。

○11番 一言いいでしょうか。22号の1番についてですけど、—————が、また新たに農地を借りられるということなんですが、地元には誘致して入っていただいて、地域の方とも調和して、日に日に信頼も増しているようでございまして、またこういった声がかかったということで、地元委員としては嬉しく思っております。

まだ50代ぐらいなので、今後ますます活躍してもらいたいなと思って、このたび保全会の役員とかにもなってくれて、今後は地元積極的に絡んでもらうようにしていきたいと思っております。

○藤井会長 21号の1番について、地元委員さん、何かございませんか。

○12番 別にありません。

○藤井会長 これわからないのが、—————、新たに購入され、利用権設定されたんですか。以前、大分買われていましたよね、この—————の田を。今度、また残りの田を新たに利用権設定された。

井元委員、ご存じないです。

○5番 聞いていません。牧草じゃないかなという推測ですけど、必要とあれば確認してみますけど。

○藤井会長 わかりました。ほかに、何か御意見ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第21号、22号、可決承認いたします。

続きまして、報告事項が23号から30号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いします。

事務局、議案30号の22ページのこの—————というの、これ何でこういう形式になっているんですか。

○事務局 こちらが一番下の備考のところに、4期、5期という形で、以前から提出がなくて、催促を積極的に行いまして、今回2期分出てきたという状況になっております。申し訳ございません。

○11番 今の—————についてなんですけど、これは防府市内にある農地だけの報告なんですか。どうなっているんですか。

○事務局 報告の要件としまして、防府市管轄の農地を所有されている企業さんの所在、農業委員会に提出するという形になりますので、山口市の法人さんでも防府市に農地があれば……。

○11番 いやいや、それはわかるんですけど、この数字が、多分この—————全体だったら、まだまだあると思うんですけどね、えらい少ないなと思って。

○事務局 売り上げということですか。

○11番 いやいや、そうなんです。だから、どうなのかなと思って。防府にある分だけの数字なのかなと思ったのと、企業によっては、例えば—————がやられている、—————のほうでファームみたいな、太陽光の下で養鶏とかやられている—————とか、ああいうのはものすごい数字が上がっていて、とてもここだけの売り上げじゃないだろうから、うちもそうなんですけど、勝手に決めつけちゃいけないですけど、ほかの事業の、——のほうでやられているのも入っているんじゃないかと思うんですけど。

○事務局 今、—————の決算書ですけど、売上高として240万円、これが29年のベースなんですけど、受け取り交付金という形の分で、2,000万円ほど上がっておりまして、これは売り上げじゃないよという形で、私もちょっと仕訳がよくわからなくて、農業売り上げという意味でこの報告書には上げさせていただいたんですが、受け取り交付金というものが、2,000万円ほど経理されております。（「雑収入」と呼ぶ者あり）

○11番 雑所得でやっているということですね。

○事務局 はい。

○11番 なるほど。じゃあ、全体の数字が書いてある。

○事務局 全体があります。

○藤井会長 ここは、じゃあほぼ飼料米になる。

○11番 ここは飼料米のグループです。——のほうの人たちと一緒にやっています。

それなら納得いきますね。わかりました。ありがとうございました。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案審議は閉じたいと思います。

午後3時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 4月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員